

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 カブシキガイシャ イースマイル
 住所 株式会社イースマイル
 〒542-0066
 大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-3
 代表者氏名 イースマイルビル
 電話番号 ダイヒヨウトリシマリヤク シマムラ ノリタカ
 FAX番号 代表取締役 島村 禮孝
 メールアドレス TEL : 06-7739-2525
 FAX : 06-7739-2526
 es1@esmile-24.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 28 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

様式第10(水道法施行規則第34条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者殿

年 月 日

株式会社イースマイル
大阪府大阪市中央区瓦屋町
三丁目7番3号
イースマイルビル
代表取締役 島村 禮孝
TEL: 06-7739-2525
FAX: 06-7739-2526



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ イースマイル 株式会社イースマイル		
住 所	大阪府大阪市中央区瓦屋町三丁目7番3号 イースマイルビル		
フリガナ 代表者の氏名	島村 禮孝 代表取締役 島村 禮孝		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
役員(取締役) の氏名	島村 禮太郎 島村 禮太郎	退任	令和3年 月 日
役員(監査役) の氏名	高山 完圭 高山 完圭	退任	令和3年 月 日

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、

水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでの

いずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 イースマイル印
〒542-0066
大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-3
イースマイルビル
代表取締役 島村 禮孝

住所

代表者氏名

殿

履歴事項全部証明書

大阪市中央区瓦屋町三丁目 7番3号イースマイルビル
株式会社イースマイル

会社法人等番号	1200-01-111564	
商 号	<u>株式会社フクトミ</u>	
	株式会社イースマイル	平成21年 6月 1日変更
		平成21年 6月 1日登記
本 店	<u>大阪市浪速区敷津東三丁目7番10号イースマイルビル</u>	平成21年 6月 1日移転
		平成21年 6月 1日登記
	<u>大阪市中央区瓦屋町三丁目7番3号イースマイルビル</u>	平成29年 4月17日移転
		平成29年 4月17日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成15年8月1日	
目的	<u>1. 給水装置工事の設計と施工及び排水設備工事の設計と施工</u> <u>2. 水道衛生工事業</u> <u>3. 給排水に関する器具の販売</u> <u>4. 消臭剤、洗剤、滅菌剤、脱錆剤、防錆剤、洗浄剤、微生物廃棄処理剤等の各種化学製品の製造、販売及び輸出入</u> <u>5. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険代理業</u> <u>6. 一般建築工事業</u> <u>7. 管工事業</u> <u>8. 水道施設工事業</u> <u>9. 古物営業法による古物商</u> <u>10. 建物、構築物、絨毯等の清掃業</u> <u>11. 広告物の企画制作及び配布</u> <u>12. 建物の建築設計並びに施工</u> <u>13. 建物、構築物の増改築、建替え及びリフォームの設計・施工</u> <u>14. 引越しの請負、家事サービス</u> <u>15. 空調設備、冷暖房設備、衛生設備の設計・施工並びにメンテナンス</u> <u>16. セキュリティ機器の卸、販売、取付け工事</u> <u>17. 害虫、ねずみ、ごきぶり等の駆除及び防除業務</u> <u>18. インターネットによる広告代理店業務</u> <u>19. 通信販売業務</u> <u>20. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介</u> <u>21. 前各号に附帯又は関連する一切の業務</u>	
	平成25年 8月 8日変更 平成25年 8月 8日登記	

- | | |
|--|--|
| | <p>1. 給水装置工事の設計と施工及び排水設備工事の設計と施工
2. 水道衛生工事業
3. 給排水に関する器具の販売
4. 洗面台、浴槽、トイレ、流し台等の住宅用水回り設備機器及び各種管工機材の販売
5. 消臭剤、洗剤、滅菌剤、脱錆剤、防錆剤、洗浄剤、微生物廃棄処理剤等の各種化学製品の製造、販売及び輸出入
6. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険代理業
7. 一般建築工事業
8. 管工事業
9. 水道施設工事業
10. 古物営業法による古物商
11. 建物、構築物、絨毯等の清掃業
12. 広告物の企画制作及び配布
13. 建物の建築設計並びに施工
14. 建物、構築物の増改築、建替え及びリフォームの設計・施工
15. 引越しの請負、家事サービス
16. 空調設備、冷暖房設備、衛生設備の設計・施工並びにメンテナンス
17. セキュリティー機器の卸、販売、取付け工事
18. 害虫、ねずみ、ごきぶり等の駆除及び防除業務
19. インターネットによる広告代理店業務
20. 通信販売業務
21. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
22. 有料職業紹介事業
23. 一般労働者派遣業
24. 再就職支援事業
25. インターネットを利用した各種情報の収集、提供、求人求職情報の企画、開発及びそのシステム運営
26. 人材の育成、職業適性、能力開発の為の教育及びカウンセリング業務
27. 人事・採用支援に関するコンサルティング業務
28. 各種情報収集及び情報提供サービス業務
29. 前各号に附帯又は関連する一切の業務</p> |
| | <p>平成 31 年 1 月 28 日変更 平成 31 年 1 月 28 日登記</p> |

- | | |
|--|---|
| | <p>1. 給水装置工事の設計と施工及び排水設備工事の設計と施工
2. 水道衛生工事業
3. 給排水に関する器具の販売
4. 洗面台、浴槽、トイレ、流し台等の住宅用水回り設備機器及び各種管工機材の販売
5. 消臭剤、洗剤、滅菌剤、脱錆剤、防錆剤、洗浄剤、微生物廃棄処理剤等の各種化学製品の製造、販売及び輸出入
6. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険代理業
7. 一般建築工事業
8. 管工事業
9. 水道施設工事業
10. 古物営業法による古物商
11. 建物、構築物、絨毯等の清掃業
12. 広告物の企画制作及び配布
13. 建物の建築設計並びに施工</p> |
|--|---|

大阪市中央区瓦屋町三丁目7番3号イースマイルビル
株式会社イースマイル

	<p>14. 建物、構築物の増改築、建替え及びリフォームの設計・施工 15. 引越しの請負、家事サービス 16. 空調設備、冷暖房設備、衛生設備の設計・施工並びにメンテナンス 17. セキュリティー機器の卸、販売、取付け工事 18. 害虫、ねずみ、ごきぶり等の駆除及び防除業務 19. インターネットによる広告代理店業務 20. 通信販売業務 21. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介 22. 有料職業紹介事業 23. 一般労働者派遣業 24. 再就職支援事業 25. インターネットを利用した各種情報の収集、提供、求人求職情報の企画、開発及びそのシステム運営 26. 人材の育成、職業適性、能力開発の為の教育及びカウンセリング業務 27. 人事・採用支援に関するコンサルティング業務 28. 各種情報収集及び情報提供サービス業務 29. ハウスクリーニング業 30. 浴用剤、化粧品、医薬部外品、日用品雑貨の製造、販売及び輸出入 31. 前各号に附帯又は関連する一切の業務</p>	令和 2年 4月 1日変更	令和 2年 4月 1日登記
発行可能株式総数	2万株	平成24年 3月29日変更	平成24年 3月29日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 7243株	平成25年 3月15日変更	平成25年 3月15日登記
株券を発行する旨の定め	<u>当会社の株式については、株券を発行する</u>	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記	
	令和 3年 6月30日廃止	令和 3年 7月 1日登記	
資本金の額	金1億円	平成24年 3月31日変更	平成24年 4月 4日登記
株式の譲渡制限に関する規定	<u>当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。</u>		
	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	令和 3年 6月30日変更	令和 3年 7月 1日登記

大阪市中央区瓦屋町三丁目 7 番 3 号イーススマイルビル
株式会社イーススマイル

役員に関する事項	取締役	<u>島 村 禮 孝</u>	平成 29 年 5 月 31 日重任
	取締役	<u>島 村 禮 孝</u>	平成 29 年 6 月 15 日登記
	取締役	<u>島 村 禮 孝</u>	令和 1 年 6 月 10 日重任
	取締役	<u>島 村 禮 孝</u>	令和 1 年 6 月 20 日登記
	取締役	<u>島 村 禮 孝</u>	令和 3 年 6 月 30 日重任
	取締役	<u>島 村 禮 孝</u>	令和 3 年 7 月 1 日登記
	取締役	<u>井 ノ 上 真 砂 代</u>	平成 29 年 5 月 31 日重任
	取締役	<u>井 ノ 上 真 砂 代</u>	平成 29 年 6 月 15 日登記
	取締役	<u>井 ノ 上 真 砂 代</u>	令和 1 年 6 月 10 日重任
	取締役	<u>井 ノ 上 真 砂 代</u>	令和 1 年 6 月 20 日登記
	取締役	<u>井 ノ 上 真 砂 代</u>	令和 3 年 6 月 30 日重任
	取締役	<u>井 ノ 上 真 砂 代</u>	令和 3 年 7 月 1 日登記
	取締役	<u>島 村 禮 太 郎</u>	平成 29 年 5 月 31 日就任
	取締役	<u>島 村 禮 太 郎</u>	平成 29 年 6 月 15 日登記
	取締役	<u>島 村 禮 太 郎</u>	令和 1 年 6 月 10 日重任
	取締役	<u>島 村 禮 太 郎</u>	令和 1 年 6 月 20 日登記
	取締役	<u>島 村 禮 太 郎</u>	令和 3 年 6 月 30 日退任
	取締役	<u>島 村 禮 太 郎</u>	令和 3 年 7 月 1 日登記
	大阪市西成区岸里東一丁目 15 番 15 号 代表取締役	<u>島 村 禮 孝</u>	平成 29 年 5 月 31 日重任
	大阪市西成区岸里東一丁目 15 番 15 号 代表取締役	<u>島 村 禮 孝</u>	平成 29 年 6 月 15 日登記
	大阪市西成区岸里東一丁目 15 番 15 号 代表取締役	<u>島 村 禮 孝</u>	令和 1 年 6 月 10 日重任
	大阪市西成区岸里東一丁目 15 番 15 号 代表取締役	<u>島 村 禮 孝</u>	令和 1 年 6 月 20 日登記
	大阪市西成区岸里東一丁目 15 番 15 号 代表取締役	<u>島 村 禮 孝</u>	令和 3 年 6 月 30 日重任
	大阪市西成区岸里東一丁目 15 番 15 号 代表取締役	<u>島 村 禮 孝</u>	令和 3 年 7 月 1 日登記

大阪市中央区瓦屋町三丁目7番3号イースマイルビル
株式会社イースマイル

	監査役 <u>宗像 宏治郎</u>	平成27年 6月10日重任 平成27年 6月22日登記 令和1年 6月10日退任 令和1年 6月20日登記
	監査役 <u>高山 完圭</u>	令和1年 6月10日就任 令和1年 6月20日登記 令和3年 6月30日退任 令和3年 7月1日登記
	<u>監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある</u>	平成27年 6月22日登記 令和3年 6月30日廃止 令和3年 7月1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記 令和3年 6月30日廃止 令和3年 7月1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記 令和3年 6月30日廃止 令和3年 7月1日登記
登記記録に関する事項	平成17年7月5日有限会社福富産業を組織変更し設立	平成17年 7月 5日登記



大阪市中央区瓦屋町三丁目7番3号イースマイルビル
株式会社イースマイル

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 3年 7月13日
大阪法務局
登記官

岩 井 宏 之



株式会社 イースマイル 定 款



定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社 イースマイル と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給水装置工事の設計と施工及び排水設備工事の設計と施工
2. 水道衛生工事業
3. 給排水に関する器具の販売
4. 洗面台、浴槽、トイレ、流し台等の住宅用水回り設備機器及び各種管工機材の販売
5. 消臭剤、洗剤、滅菌剤、脱錆剤、防錆剤、洗浄剤、微生物廃棄処理剤等の各種化学製品の製造、販売及び輸出入
6. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険代理業
7. 一般建築工事業
8. 管工事業
9. 水道施設工事業
10. 古物営業法による古物商
11. 建物、構築物、絨毯等の清掃業
12. 広告物の企画制作及び配布
13. 建物の建築設計並びに施工
14. 建物、構築物の増改築、建替え及びリフォームの設計・施工
15. 引越しの請負、家事サービス
16. 空調設備、冷暖房設備、衛生設備の設計・施工並びにメンテナンス
17. セキュリティー機器の卸、販売、取付け工事
18. 害虫、ねずみ、ごきぶり等の駆除及び防除業務
19. インターネットによる広告代理店業務
20. 通信販売業務
21. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
22. 有料職業紹介事業
23. 一般労働者派遣業
24. 再就職支援事業
25. インターネットを利用した各種情報の収集、提供、求人求職情報の企画、開発及びそのシステム運営
26. 人材の育成、職業適性、能力開発の為の教育及びカウンセリング業務
27. 人事・採用支援に関するコンサルティング業務

- 28. 各種情報収集及び情報提供サービス業務
- 29. ハウスクリーニング業
- 30. 洗剤、化粧品、医薬部外品、日用品雑貨の製造、販売及び輸出入
- 31. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 大阪市 に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、2万株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第8条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第9条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第10条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに広告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

- 第11条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。
- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

- 第12条 定時株主総会は営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に隨時これを招集する。
- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、取締役会の決議に基づき社長が招集する。
- ③ 株主総会の招集は、会日より1週間前に、各株主に対してその旨の通知を発することにより行う。

(招集手続の省略)

- 第13条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに開くことができる。

(議長)

- 第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。
- ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わり、取締役全員に事故があるときは、出席株主のうちから選ばれた者がこれに代わる。

(決議)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。
- ② 商法第343条の定めによる決議および商法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その3分の2以上の同意をもって決する。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の株主を代理人として、議決権を行使することができる。この

場合は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

(書面等による株主総会決議)

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について取締役または株主から提案があった場合において、当該事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によって当該提案に同意したときは、当該提案を可決する総会の決議があつたものとみなす。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(資 格)

第19条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第20条 当会社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第22条 当会社に取締役2名以上いるときは代表取締役1名以上を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

- ② 代表取締役のうち1名を社長とし、取締役の互選によって定める。取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。
③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第23条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第25条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第26条 株主配当金は毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

② 前項の利益配当金がその支払提供の日から満3年を経過したときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第27条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

これは当会社の現行定款に相違ありません。

令和3年7月13日

大阪市中央区瓦屋町3-7-3イースマイルビル

株式会社 イースマイル

代表取締役 島 村 禮 孝



